

# 告示

## 埼玉県告示第四百九十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる歳入の納付について同表の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。

令和七年六月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 歳入、指定納付受託者の事務所所在地等及び指定期間

歳入	指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名	指定期間
放置違反金	<p>指定納付受託者の事務所所在地、名称及び代表者氏名</p> <p>東京都港区南青山五丁目一番二十二号 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好</p>	令和七年三月一日から令和十年二月二十九日まで
	<p>東京都港区台場二丁目三番二号 ユーシーカード株式会社 代表取締役社長 福岡 和大</p>	同右
	<p>東京都千代田区大手町一丁目五番五号 株式会社みずほ銀行 取締役頭取 加藤 勝彦</p>	同右
	<p>東京都港区芝浦三丁目一番二十一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見 研介</p>	同右
	<p>東京都千代田区永田町二丁目十一番一号 株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 前田 義晃</p>	同右
	<p>東京都千代田区紀尾井町一番三号 PayPay株式会社 代表取締役 中山 一郎</p>	同右
	東京都港区港南二丁目十六番五号	同右

二 指定をした日

令和七年三月一日

楽天ペイメント株式会社  
代表取締役社長 小林 重信